

税理士法施行令及び国税審議会令の一部を改正する政令要綱

一 税理士法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 税理士会が、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると認めた場合にその税理士であった者の氏名等を財務大臣に通知するときは、その税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由してしなければならないこととする。（税理士法施行令第6条の3関係）
- 2 税理士会の設立総会等について、次の措置を講ずることとする。（税理士法施行令第7条、第8条関係）
 - (1) 設立総会等の日時等を電磁的記録により通知することができることとする。
 - (2) 設立総会に出席することができない税理士は、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否の意見を明らかにした電磁的記録をもって出席者に委任して、その議決権を行使することができることとする。
- 3 税理士会及び日本税理士会連合会の会則の記載事項のうちその変更に関し財務大臣の認可が必要となる重要な事項に、税理士業務及びその付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を加えることとする。（税理士法施行令第7条の2、第11条の2関係）
- 4 当該職員が、その身分を示す証票の携帯等をしなければならない場合に、税理士であった者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合及び一定の職務を執行する場合を加えることとする。（税理士法施行令第15条関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 国税審議会令の一部改正（第2条関係）

- 1 国税審議会に行わせる審査の範囲に、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の審査を加えることとする。（国税審議会令第2条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。（附則第1項関係）